

(公印省略)

商観労企第446号

令和4年8月16日

大分県商工会議所連合会 会長
大分県商工会連合会 会長
大分県中小企業団体中央会 会長
大分経済同友会 代表幹事
大分県経営者協会 会長
大分県中小企業家同友会 代表理事 殿

大分県商工観光労働部長

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等
の取得に対する配慮に関する要請について（協力依頼）

本県商工観光労働行政の推進について、平素よりご理解・ご協力をいただき、
御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで
最も高い感染レベルを更新し続けており、医療提供体制への影響も含め最大限
の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中、厚生労働省から、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、
自宅療養する際、医療機関や保健所に検査証明書等の発行を求めないことなど
について、配慮するよう要請がありました。

については、貴団体会員企業への要請趣旨の周知について、ご協力いただきます
ようお願いします。

担当：商工観光労働企画課

企画管理班 宮本・安東

TEL 097—506—3215

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 10 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に
対する配慮に関する要請について（協力依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中で、令和 4 年 7 月 29 日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療、検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定され、同日、厚生労働大臣より、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会に対し、医療機関・保健所からの検査証明書等の取得に対する配慮に関する要請を行ったところです。

また、「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和 4 年 7 月 22 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）では、療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めることがないよう、政府から上記要請を行っていることを周知しておくことをお願いしています。

上記決定及び要請の趣旨について幅広く周知を行う観点から、貴自治体からも、地域の事業主団体又は企業に対し、下記の事項を要請していただくよう、ご協力をお願いいたします。なお、下記の事項は、厚生労働大臣より行われた上記要請と同内容であること、別途、総務省から各都道府県の総務部局宛、経済産業省から商工労働部局宛にも同趣旨の協力依頼がなされるものであることを申し添えます。

記

- 一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行

する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

- 二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間。

- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

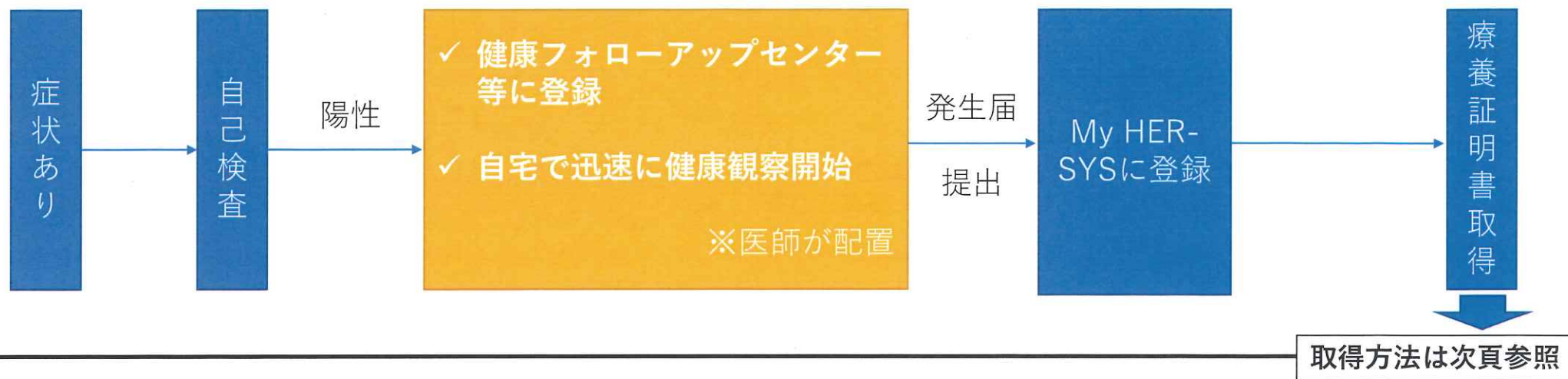
- 四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

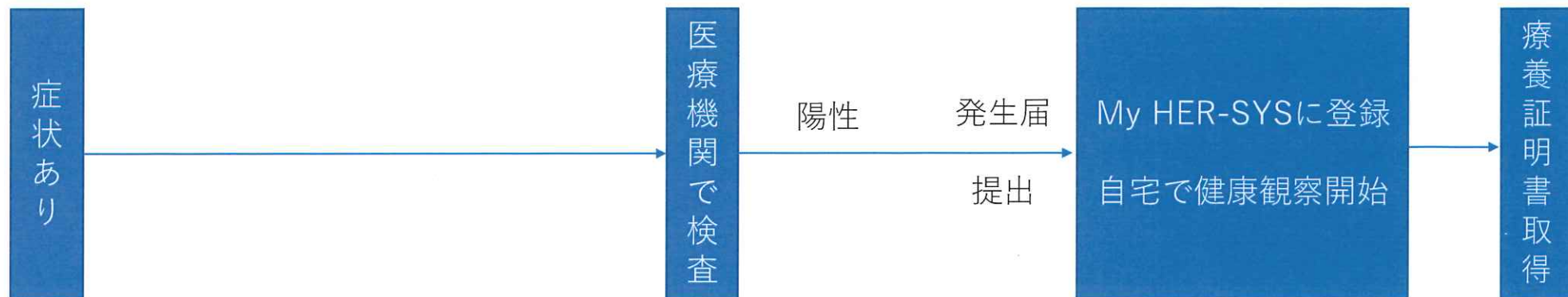
有症状者が陽性となった場合の流れ（軽症者・自宅療養）

1. 医療機関を受診せず健康フォローアップセンターを活用する場合

北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、山口、福岡、宮崎、沖縄で実施中。
※ 8月10日時点で厚生労働省において把握できたもの。順次実施されるため、自治体の最新の情報をご確認下さい。



2. 医療機関を受診する場合



My HER-SYSで療養証明書を表示する場合の方法

～検査を実施し自治体の健康フォローアップセンター等で感染者として登録された方が表示されます～

①

厚生労働省コロナ感染者等
状況把握・管理システム
ログイン
ユーザー登録がお済みの方はこちらから

電子メール アドレス

パスワード

[パスワードを忘れた場合](#)

ログイン

初めての方はこちらから

新規登録

厚生労働省

②

My HER-SYS
療養中の健康状態を記録します

対象者 XX XX 新規登録

前回報告日 前回報告体温

履歴を確認する

現在の健康状態を入力する
※現在の体温などを入力する場合はこちら

健康調査回答フォーム
※健康状態を入力する前の回答にご協力ください

療養証明書を表示する
※検査を実施し医師から感染者と診断された方のみ表示されます

診断年月日が入国日から28日以内の方は
パスポート(旅券)番号を入力してください。

③

My HER-SYS
療養中の健康状態を記録します

(表示日時: 2022/4/21 14:07)

氏名 : XX XX
生年月日 : yyyy年mm月dd日
HER-SYS ID :
傷病名 : 新型コロナウイルス
(COVID-19) 感染症
診断年月日 : yyyy年mm月dd日
担当保健所 : 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryououdan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、
症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

療養中の健康状態を記録します
My HER-SYS

①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYSにログイン。
新規登録がお済みではない方は
新規登録からご利用ください。

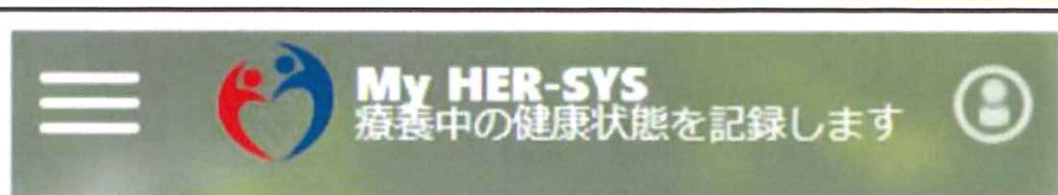
②対象者が療養証明書を表示したい方の
名前になっているかを確認し、
「**療養証明書を表示する**」をクリック。
※日本語以外の言語には対応していません。

③療養証明書が表示されます。
内容を確認し、不明点等ある場合は
担当保健所までお問い合わせください。

My HER-SYSで取得した療養証明書のサンプル

自宅等で療養を開始する際に事業所等から検査の結果を証明する書類の提出を求められた場合は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類ではなく、本証明書を活用していただくようお願いします。

3



(表示日時 : 2022/4/21 14:07)

氏名 : XX XX
生年月日 : yyyy年mm月dd日
HER-SYS ID :

傷病名 : 新型コロナウイルス
(COVID-19) 感染症
診断年月日 : yyyy年mm月dd日
担当保健所 : 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryououdan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

療養中の健康状態を記録します

My HER-SYS